

政 法 第 1 2 5 1 号
答 申 第 4 4 1 号
平 成 2 8 年 7 月 2 6 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 庄司久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年2月6日付け東地振第793号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第541号

平成26年1月7日付けで異議申立人から提起された、平成25年12月18日付け東地振第707号で行った行政文書部分開示決定及び行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨

実施機関が、平成25年12月18日付け東地振第707号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）及び行政文書不開示決定（以下「本件決定2」という。また、本件決定1と本件決定2を併せて以下「本件決定」という。）の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が平成26年1月7日付けで提起した異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）において、異議申立人が主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

開示された全て、台帳からの複写ではない。

千葉県交通安全推進隊設置要綱（以下「設置要綱」という。）の（推進隊の組織）第3条第2項に推進隊は原則5名以上の隊員を持って組織すると記載があるが、〇市立〇〇〇小学校は3名である。

平成24年度〇市立〇〇〇小学校の交通安全推進隊応募者名簿に代表者が2名になっている。代表者は1名ではないのか。

設置要綱の第5条第3項に「県は前項に基づいて応募のあったものを推進隊として登録簿に登録し、隊員登録証を交付する。」と記載があり、応募者名簿とは別である。登録名簿の再提出を求める。

設置要綱の第5条第5項に「推進隊の代表者は、登録を開始した月の末日までに、推進隊の規約及び活動計画表を県に提出するものとする。」と記載がある。

その行政文書がないとは、あきれたとしか言い様がない。

平成23年度〇市立〇〇〇小学校の交通安全推進隊活動結果表は、当該推進隊の責任者が記載した公文書ではないが、カレンダーを見て正確に記されたものと考え、平成24年2月の火曜日の登校日は5回ではなく4回であり、3月は3回でなく2回（20日は春分の日）で、虚偽記載文書で偽造と思料する。

平成23年度交通安全推進隊の活動結果表の参加者数は1人であるが、申請人が開示を求めたのは、3人配置された〇市立〇〇〇小学校に面した（写真）交差点である。

どこの交差点なのかわからないが、違う交差点と史料している。

上記から真実の開示報告書ではないので、ご検分頂き、再開示をお願いする。

3 意見書の要旨

平成28年3月2日付け意見書

〇市立〇〇〇小学校に面した交差点に配置された方が、交通安全推進隊員であるか否かを異議申立人は知りたい情報であり、仮に千葉県の交通安全推進隊でなければ、異なる場所であるとの回答を求める。

「交通安全推進隊員には、氏名や発行番号、保険番号等を記載した登録証を交付しているが、これを活動の際に携帯することとなっており」、と記載があるが、平成23年度平成24年度において、「登録証」を携帯した隊員はいなかった。

〇市立〇〇〇小学校に面した交差点に配置された方が、千葉県の交通安全推進隊員でなければ、一体、千葉県の交通安全推進隊員の方はどこで活動しているのか、活動していないのではないかと史料しているの、健全な交通安全推進の活動をしているか否かの確認を千葉県に求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、次のとおりである。

1 平成26年3月13日付け理由説明書

(1) 行政文書開示請求及び対象文書の特定について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）に基づき、平成25年11月21日付けで、①「平成23年度及び平成24年度の〇市立〇〇〇小学校の交通安全推進隊の氏名が記載された名簿（推進隊以外のボランティア有無の記載を含む。）の台帳の原本の写し」、②「〇市立〇〇〇小学校の推進隊の代表者の男女の区別と年齢（～代）の記載がある台帳の原本の写し」、③「千葉県に提出した〇市立〇〇〇小学校の推進隊の代表者が登録を開始した時の推進隊の規約及び活動計画表が記載された台帳の原本の写し」、及び④「平成23年度及び平成24年度の〇市立〇〇〇小学校の交通安全推進隊の活動結果表と活動計画表の記載がある台帳の原本の写し（登録されている個人の氏名は伏せて構わない）」

との行政文書開示請求（以下①から④を併せて「本件請求」という。）を行った。

これに対して、実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、a「平成23年度交通安全推進隊応募者名簿」、b「平成24年度交通安全推進隊応募者名簿」（以下aとbを併せて単に「応募者名簿」という。）、c「平成19年度交通安全推進隊活動計画表（1名分）」、d「平成20年度交通安全推進隊活動計画表（1名分）」、e「平成23年度交通安全推進隊活動計画表（3名分）」、f「平成23年度交通安全推進隊活動結果表（3名分）」（以下「平成23年度結果表」という。）、g「平成24年度交通安全推進隊活動計画表（3名分）」及びh「平成24年度交通安全推進隊活動結果表（2名分）」（以下c，d，e，gを併せて単に「計画表」という。また、fとhを単に「結果表」という。以下a～hを併せて「本件決定文書」という。）を特定し、本件決定1を行った。

また、「千葉県に提出した〇市立〇〇〇小学校の推進隊の代表者が登録を開始した時の推進隊の規約」（以下「規約」という。）、「千葉県に提出した〇市立〇〇〇小学校の推進隊の代表者が登録を開始した時の推進隊の活動計画表（1名分）」（以下「登録を開始した時の計画表」という。）及び「平成24年度交通安全推進隊活動結果表（1名分）」（以下「平成24年度結果表（1名分）」という。）を本件請求の対象行政文書と判断したが、該当する行政文書を保有していない（取得したことがない）ため、本件決定2を行った。

（2）本件決定文書の内容

応募者名簿は、東葛飾地域振興事務所管内における当該年度の交通安全推進隊（以下「推進隊」という。）への応募者を東葛飾地域振興事務所が取りまとめて作成し、県生活・交通安全課に提出したものである。

計画表及び結果表は、〇市立〇〇〇小学校区の推進隊が、それぞれ当該年度の活動計画及び活動結果表について作成し、東葛飾地域振興事務所に提出したものである。

なお、本件決定文書のほかに「平成23年度と平成24年度の〇市立〇〇〇小学校の交通安全推進隊の氏名が記載された名簿（推進隊以外のボランティア有無の記載を含む。）の台帳」及び「〇市立〇〇〇小学校の推進隊の代表者の男女の区別と年齢（～代）の記載がある台帳」として、「応募者名簿」に基づく応募者全員を登載した県生活・交通安全課作成の「登録簿」があるが、記載内容が応募者名簿と概ね同様であり、異議申立人の請求内容にある

「〇市立〇〇〇小学校の交通安全推進隊の氏名」、「推進隊以外のボランティア有無」及び「〇市立〇〇〇小学校の交通安全推進隊の代表者の男女の区別と年齢（～代）」については同一の内容となっているため、「登録簿」作成の基となっている応募者名簿を対象行政文書として特定したものである。

また、活動計画表及び活動結果表が記載された台帳は、実施機関では作成していなかったため、〇市立〇〇〇小学校区の交通安全推進隊が、それぞれ当該年度の活動計画表及び活動結果表について作成し東葛飾地域振興事務所に提出した計画表及び結果表を本件決定文書として特定したものである。

(3) 不開示の理由について

ア 本件決定1について（条例第8条第2号該当性について）

応募者名簿中、「整理番号」は、推進隊に登録された隊員に交付する登録証に表示されている発行番号として個人別に付された番号であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

「氏名」、「フリガナ」、「郵便番号」、「住所」、「電話」、「日中の電話番号」、は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

「推進隊以外のボランティア活動等（地域の安全に関する活動）」は、公にすることにより推進隊個人のボランティア活動等の日常生活の一部が明らかにされることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

計画表及び結果表中、「整理番号」、「代表者」、「電話番号（連絡先）」、「備考」、「発信元」、「電話番号」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

「場所」は、推進隊の活動場所である交差点名が記載されており、学校及び通学する児童以外には公にすることは予定されておらず、活動場所を公にすることにより推進隊員の個人のボランティア活動という日常生活の状況の一部が明らかにされることとなり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。

イ 本件決定2について（不開示決定理由について）

「規約」については、〇市立〇〇〇小学校の推進隊は、3人がそれぞれ1人の個人隊であり、団体ではないためそもそも隊としての規約は必要なく、推進隊からの提出もされていないものであり、また、「登録を開始した時の計画表」及び「平成24年度結果表（1名分）」については〇市立

〇〇〇小学校区の推進隊のうちの1人から、各々の文書が提出されていないものであり、実施機関は当該文書を取得したことがなく、また、保有していないため不開示としたものである。

(4) 異議申立ての理由について

ア 異議申立人は、「開示された全て、台帳からの複写ではない。」と主張するが、本件決定文書は、実施機関が実際に作成又は取得し、保有する文書であり、この主張には理由がないものである。

イ 異議申立人は、「設置要綱の第5条第3項に『県は前項に基づいて応募のあったものを推進隊として登録簿に登録し、隊員登録証を交付する。』と記載がある。応募者名簿とは別である。登録名簿の再提出を求めます。」と主張するが、本件決定文書により、その請求内容は満たしているものであり、この主張には理由がない。

ウ 異議申立人は、「当該設置要綱の第5条第5項に『推進隊の代表者は、登録を開始した月の末日までに推進隊の規約及び活動計画表を県に提出するものとする。』と記載があるが、その行政文書がないとは、あきれたとしか言い様がありません。」と主張するが、実施機関で当該文書を保有していない(取得したことがない)ものであり、この主張には理由がない。

エ 異議申立人は、「平成23年度交通安全推進隊の活動結果表の参加者数は1人であるが、申請人が開示を求めたのは、3人配置された〇市立〇〇〇小学校に面した(写真)交差点である。どこの交差点なのかわからず、違う交差点と思料している。」と主張するが、本件決定文書の不開示とした部分については、条例第8条第2号の不開示情報に該当するものであり、この主張には理由がない。

2 平成28年1月25日付け理由説明書

設置要綱第3条第2項は、「推進隊は原則として5名以上の隊員を持って組織する。」と定めている。

推進隊の人数については、県民の主体的な交通安全の促進や、県民一人ひとりへの交通安全意識の普及・浸透・定着といった本隊の設置目的を達成するため、目安として5名以上が望ましいと考えている。

しかし、5名未満であっても一定の効果は期待できると認識しており、また、本制度がボランティアによる制度であることから、活動への関心・意欲のある方が、5名以上を組織できないことをもって、活動の機会を失うことを防ぐためにも、運用上は5名に満たない場合であっても登録、活動していただいているところである。

異議申立書の理由には「…〇市立〇〇〇小学校は、3名である」と記載されているが、運用上、5名未満（個人含む）で組織することも認めていることから、異議申立人の主張には理由がない

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件決定文書を基に調査審議した結果、以下のとおり判断する。

1 本件異議申立てについて

異議申立人は、「開示された全て、台帳からの複写ではない。本件決定1については、設置要綱によれば、隊員登録簿を作成することになっているのであり、応募者名簿とは別のものであるから、登録名簿の再提出を求める」と主張する。

また、本件決定2については、「設置要綱によれば、推進隊の代表者は、登録を開始した月の末日までに、推進隊の規約及び活動計画表を県に提出することになっているのであるから、これらの行政文書がないということはない」と主張する。

よって、以下本件決定の妥当性について検討する。

2 本件決定文書の特定の妥当性について

(1) 設置要綱の運用について

異議申立人は、設置要綱の第3条第2項（推進隊の組織）に推進隊は原則5名以上の隊員をもって組織すると記載があるが、〇市立〇〇〇小学校は3名であるから真実の開示報告書ではない旨主張する。

設置要綱には、第3条第2項で、推進隊は「原則」5名以上の隊員をもって組織するものであると規定されていることから、当審査会が、本件決定文書、応募者名簿及び登録簿を見分したところ、これらの記載から、推進隊員が5名未満で登録されている学校区が複数存在していることを確認した。

実施機関の説明によれば、設置要綱において、推進隊が原則として5名以上で活動することとしている趣旨は、推進隊の交通安全活動時の相互の安全を図ることであり、5名未満での活動を全く許容しないわけではなく、また、ボランティア活動という制度の性格上、活動への関心・意欲のある者が、5名以上を組織できないことをもって活動の機会を失ってしまうことを防ぐため、5名に満たない（個人含む）場合であっても登録してきたとのことである。

この実施機関の説明には不自然・不合理な点は認められず、〇市立〇〇〇

小学校の推進隊員が3名であるから真実の開示報告書ではないとの異議申立人の主張には理由がない。

(2) 応募者名簿について

異議申立人は、登録名簿と応募者名簿とは別であるので登録名簿の再提出を求める、と主張している。

実施機関の説明によれば、応募者名簿は、東葛飾地域振興事務所管内における当該年度の推進隊への応募者を東葛飾地域振興事務所が取りまとめて作成し、県生活・交通安全課に提出したものであるとのことである。

また、応募者名簿に基づく応募者全員を登載した県生活・交通安全課作成の「登録簿」があるが、記載内容が同様であり、異議申立人の請求内容にある「〇市立〇〇〇小学校の交通安全推進隊の氏名」、「推進隊以外のボランティア有無」及び「〇市立〇〇〇小学校の交通安全推進隊の代表者の男女の区別と年齢（～代）」については同一の内容となっていることから、東葛飾地域振興事務所で保有する「登録簿」作成の基となっている応募者名簿を本件決定文書として特定したとのことである。

当審査会が応募者名簿を見分したところ、異議申立人の開示請求した「〇市立〇〇〇小学校の交通安全推進隊の氏名」、「推進隊以外のボランティア有無」及び「〇市立〇〇〇小学校の交通安全推進隊の代表者の男女の区別と年齢（～代）」の項目があり、異議申立人が求める内容が記されていることが確認された。

したがって、応募者名簿は異議申立人の求める情報そのものであり、実施機関が本件決定文書として特定したことは妥当であると判断する。

(3) 平成23年度結果表について

異議申立人は、平成23年度結果表について、平成24年2月の火曜日の登校日は5回ではなく4回であり、3月は3回でなく2回（20日は春分の日）で、虚偽記載文書で偽造と料すると主張するが、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、平成23年度結果表は推進隊員がその活動結果を要綱第5号の様式により記入して実施機関に提出した行政文書と認められたことから、その記載内容は、本件決定文書の真否に影響を与えるものではない。

(4) 本件決定2について

実施機関は、「規約」、「開始した時の活動計画表」及び「平成24年活動結果表（1名分）」を保有していないという理由で、本件決定2を行ったが、異議申立人は、その存否を争っているものである。

実施機関の説明によれば、〇市立〇〇〇小学校区の推進隊は、3人がそれぞれ個人隊であり、団体ではないためそもそも隊としての規約は必要なく、推進隊からの提出もされていないとのことである。

また、「登録を開始した時の計画表」及び「平成24年度結果表（1名分）」については〇市立〇〇〇小学校区の推進隊員の1名から当該文書が提出されていないものであり、実施機関は当該文書を取得したことがないとのことである。

上記（1）のとおり、推進隊員は5名未満（個人含む）でも登録が可能であり、〇市立〇〇〇小学校区においては、推進隊員が個人で登録し、活動していることから、団体としての規約がなく、取得していないとの実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

また、計画表については要綱第5条第5項の規定により、結果表については要綱第6条第1項第1号の規定により提出するものとされているが、未提出に関する措置が必ずしもないことに鑑みれば、推進隊員の1名から提出がなく、取得したことがないとする説明に、特段不自然・不合理な点は認められない。

また、当審査会の職員をして確認したところ、実施機関が保有する推進隊関係の行政文書において、「規約」、「登録を開始した時の活動計画表」及び「平成24年度結果表（1名分）」については、その存在を確認することができなかった。

3 本件決定1の不開示理由の妥当性について

(1) 異議申立人は、計画表及び結果表の「場所」の欄の記載事項を不開示としたことに異議を申し立てているものと解される。

(2) これに対して、実施機関は「場所」は、推進隊の活動場所である交差点名が記載されており、学校及び通学する児童に対してはその運営上明らかにされている情報であるが、そのほか公にすることは予定されておらず、活動場所を公にすることにより推進隊員個人のボランティア活動という日常生活の状況の一部が明らかにされることとなり、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、個人に関する情報であって特定の個人を識別することはできないが開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると説明する。

(3) 不開示とした「場所」についての部分には、推進隊の活動場所である交差点名が記載されているところ、当該場所は、学校及び通学する児童に対してはその運営上明らかにされている情報であるが、そのほかに公にすることは

予定されていない。また、推進隊員には、氏名や発行番号、保険番号等を記載した登録証を交付しており、これを活動の際に携帯することとしているところ、推進隊員の活動場所を公開すると、その場所で活動している推進隊員が携帯している登録証から当該推進隊員の氏名が明らかとなり、当該氏名と本件文書の開示部分とを照合することで、ボランティア活動という当該推進隊員個人の日常生活の状況の一部が明らかにされることとなる。

以上のことから、「場所」の情報は、条例第8条第2号本文後段に該当し、かつ、同号イ、ロ、ハ、ニの除外事由に該当しないので、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

6 附言

本件で主張された写真には、当人の承諾を得ないで写したと思われる人の肖像が含まれており、また、児童の写真も含まれている。

これらは被写体である個人の権利・利益を侵害するおそれもあるので、実施機関としては、このような写真等の含まれた提出書類の取扱いには留意する必要がある。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
平成26年2月6日	諮問書の受理
平成26年3月13日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年12月22日	審議
平成28年1月25日	審議 実施機関から不開示理由の聴取 理由説明書の受理
平成28年2月29日	審議
平成28年3月2日	異議申立人の意見書の受理
平成28年3月24日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
下井 康史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
日名子 暁	弁護士	
湊 弘美	弁護士	

(五十音順)